第三十四条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第三十四条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第三十五条第四項及び第九項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第三十五条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第三十五条の二第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第三十六条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第三十六条第一項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第三十六条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録簿の保管	（新設）
第三十七条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第三十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書及び記録の保管
第三十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書及び記録の保管	第三十九条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第三十九条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第四十条第二項（第八十二条及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十三条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第四十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第四十四条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十五条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第四十五条第七項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第四十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第四十九条第二項から第四項まで（同条第四項の規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（略）
（略）	第五十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第五十三条第三項第二号、第七項及び第十一項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	